

我が国の金融機関の類型を示し、各種の金融機関について概説しなさい

代表的なわが国の金融機関は、中央銀行、民間金融機関、政府金融機関に大別される。

1.中央銀行として明治15年に「日本銀行」が設立され、日本銀行条例により株式組織の特殊法人になった。日本銀行の目的は、日本経済の安定的な発展を図ること、通貨価値の安定と信用秩序の維持を図ることである。

基本的な機能は、①独占的に銀行権発行の権限が認められている「発券銀行」である。②銀行の銀行として政府以外は市中金融機関とだけ取引を行う「銀行の銀行」である。主な取引は、当座預金取引、貸出取引、債権・手形の売買取引である。③政府との預金取引や貸出取引を行う他、国庫事務、国債事務、外国為替事務などを行う「政府の銀行」である。

これらの機能を通じて日本銀行は、国の金融政策を運営している。

2.民間金融機関は総合金融機関、専門金融機関、および非銀行金融機関に分類される。

2.1 総合金融機関：短期金融および長期金融の業務を行う「普通銀行」である。各種の金融機関の中で中核的な存在である。

普通銀行は、「都市銀行」、「地方銀行」、「外国銀行」に分けられる。

(1)都市銀行は、大都市中心に営業を行い全国に支店を配置して、全国的な規模の銀行であり、大企業を相手とする銀行である。外国為替取引および貿易金融を主とする銀行である。「外国為替専門銀行」は1996年、東京三菱銀行になった。

(2)地方銀行は、本店所在の都道府県内を主たる営業基盤とする銀行である。貸出先は中小企業が主である。

(3)外国銀行は外国の銀行が我が国に支店や代理店を設けているもので、外国為替公認銀行となっている。

2.2 専門金融機関：性格により長期金融機関、中小企業金融機関、農林漁業金融機関、その他のグループに分かれる。

(1)長期金融機関には、「長期信用銀行」と「信託銀行」がある。

長期信用銀行は長期金融の円滑化の目的で設立され、その資金調達には債権の発行に依存している。預金の受入れは国・地方公共団体や融資先企業に限られている。

信託銀行は、金融機関の兼営法により、信託業務を兼営する形をとっており、銀行に認められている全ての銀行業務を営むことができるほか、全ての信託業務を営むことができます。

(2) 中小企業金融機関は、中小企業の育成・発展を目的に設けられたものである。相互銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、および昇降組合中央金庫がある。

相互銀行は平成元年に地方銀行に移転した。

信用金庫は普通銀行と業務に関して代わりはないが、会員組織の金融機関であり、与信

業務が原則として会員に限定されている。

信用組合の業務は原則として組合員に限られており組合金融の性質が守られている。

労働金庫は労働組合、生活協同組合、その他団体の福利共済活動を推進し、労働者の生活向上を図るために設立された。主な業務は預金・定期積金の受入れ貸出しである。

(3) 農林漁業金融機関は「農林中央金庫」を頂点に県単位の「信用農業（漁業）協同組合連合会」、「農業（漁業）協同組合」、「森林組合」と連なる系統金融機関である。

農林漁業はその特殊な性格(担保力・収益力の低位性、資金需要の長期性・季節性等)から、一般の金融機関の融資対象となりにくいため、農林漁業金融は政府の保護・助成を背景として相互援助の精神にもとづく組合系統金融機関が中心となって運営されている。

(4)その他には、「証券会社」と「短資会社」がある。

証券会社の主な業務は、①自己販売業務②委託売買業務③引受業務および④売り捌き業務となっている。

短資会社は、短期金融市場においてインターバンク市場、オープン市場両方の業務を行っている。金融政策上、重要な立場にある。

2.3 非銀行金融機関:民間の非預金取扱金融機関は、証券と保険に分けることができる。

(1) 証券には、証券金融会社や証券会社がある。証券金融会社は、信用取引における決済に必要となる資金や株式を証券会社に貸付け、証券会社が公社債の引受や売買に伴い必要な短期資金の貸付などの業務を行う。

証券会社は有価証券の売買の取次ぎや引受けなどを行う。

(2) 保険には、生命保険会社や損害保険会社がある。いずれも保険料は有価証券投資へ運用され、産業資金の供給主体として、また機関投資家として重要な働きをしている。

3.政府金融機関は民間金融機関を補完するものである。資金吸収機関として郵便局、融資機関として銀行と公庫がある。銀行は大企業を融資対象に、公庫は中小企業、農業等を融資対象にしている。これらは社会政策的な性質を持っており重要性が増している。 (A)